

第3章 円滑・迅速な避難のための事前対策

3. 1 市の取組

(1) 住民への情報提供、啓発

○市は、洪水時における逃げ遅れゼロの実現を目指し、本計画にとりまとめた洪水時の避難対策の考え方について周知を図る。

○市は、自助を基本とする洪水避難の推進を図るため、ハザードマップ等のリスク情報の提供や、防災気象情報や避難情報ととるべき行動の周知、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムラインの策定等を推進する。

(2) 本計画の見直し・更新

○市は、本計画の実効性を高めるため、常に地域防災計画、水防計画、避難情報判断・伝達マニュアル等の関連計画との整合を図るとともに、市内の情勢、関係機関の体制の変化や新たな知見を踏まえ、最新の情報に基づく内容となるよう継続的に更新する。

○市は、本計画に基づき庁内関係課、県及び関係機関による図上訓練及び実動訓練を継続的に実施し、課題を抽出するとともに改善を図る。

(3) 基礎データの見直し・更新

○収容可能人数、人口などの基礎データや、最新の浸水想定等を踏まえた避難先については、今後も適宜更新し、地区別の避難方針等について継続的に見直す。

3. 2 関係機関との連携

○市は、洪水時における円滑な避難に係る近隣市町や関係機関との連携を実現するため、情報共有や対策検討を実施する。

○市は、近隣市町への広域避難も想定し、相互応援協定等の締結や、連絡体制の構築等について検討する。

○本計画では、市関係課の本来業務については詳細を記載していないが、ライフラインの確保等、活動の前提となるような重要事項もあるため、市は、実効性向上に向けた関係機関との連携等、対策強化に努める。